

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：令和3年 7月30日（金）

評価者：建設緑政局指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市多摩川緑地バーベキュー広場
指定期間	平成29年4月1日 ～ 令和4年3月31日
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営に関する業務全般 ・施設利用に伴うサービス提供業務 ・施設の維持管理に関する業務
指定管理者	名称：多摩川緑地バーベキュー広場共同事業体 代表者：太平洋総業サービス株式会社 代表取締役 飯島 一光 住所：川崎市川崎区藤崎3丁目7番6号 電話：044-299-3591 構成員：株式会社サンワックス 代表取締役 野原 治人 住所：埼玉県熊谷市間屋町2丁目5番13号 電話：048-520-3000
所管課	建設緑政局緑政部多摩川施策推進課（内線：40921）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	<p>【第1期指定管理期間 利用者数】</p> <p>平成24年度 150,353人 平成25年度 172,105人 平成26年度 158,836人 平成27年度 153,791人 平成28年度 150,899人</p> <p>【第2期指定管理期間 利用者数】</p> <p>平成29年度 133,879人 平成30年度 127,685人 令和元年度 102,357人（令和元年東日本台風により、約半年間休場） 令和2年度 18,756人（新型コロナウイルスの影響により、令和2年4月1日～令和2年7月12日休場）</p> <p>第2期指定管理期間においては、大きな事件・事故もなく継続的に安定した施設運営を実施できた。近隣住民及び利用者に対してアンケート調査を実施し、施設運営業務に対する評価・利用者ニーズ把握に努めた。このアンケート調査を踏まえ、混雑から離れて落ち着いた場所で利用したい家族連れ等に向けたサービスとして、機材の設置撤去も含めたプレミアムコーナーという区画利用を新しく実施した。</p> <p>また、近年は台風等の大規模災害や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用者数は第1期指定管理期間と比較して減少傾向にあるが、利用マナーやルールなどバーベキュー利用の適正化を徹底した結果、マナーの悪い利用者が減少したことも挙げられる。令和2年度は、新型コロナウイルス対策を目的とした予約制を導入したほか、1グループ最大10名以内、営業時間の切り上げ等を実施したことにより、従来と比較して事件・事故の発生件数が大幅に減少した。</p>

		<p>施設周辺及び多摩川沿いの地域賑わい創出事業としては、地元商店による食物販サービスの場の提供や水辺で乾杯 in 川崎、防災体験型イベントのほかにも地元商店と連携した花火イベント等を実施した。施設利用サービスであるバーベキュー利用以外にも、施設営業時間後に花火イベントを実施することで憩いの場を提供し、地元町内会と連携することで地域還元にも取り組み、十分に地域活性化を図ることができた。</p>
2	<p>当初の事業目的を達成することができたか。</p>	<p>台風など天候や新型コロナウイルス感染症の影響により、収支計画は下回り、イベントは一部開催できなかった。しかしながら、日中夜間を含めた 24 時間警備の実施や受付時での利用者に対するルール・マナー説明、利用時のゴミの分別指導の徹底など、未然に事件・事故を防ぐ取組を徹底しており、施設設置目的の 1 つである迷惑行為防止対策を十分に実施していた。</p> <p>こうした取組を実施することで年々救急対応をはじめとした事件・事故対応は減少しており、令和 2 年度は事件・事故発生が全く発生しなかったことから、継続的な迷惑行為対策の取組成果が認められる。</p>
3	<p>特に安全・安心の面で問題はなかったか。</p>	<p>指定期間中に、安全・安心に関して問題となる事案はなかった。指定管理者の提案事業として、非常に多くの利用が見込まれる繁忙期において駅前・周辺地域に誘導員を配置し、バーベキュー広場利用者へ声掛けを実施することで周辺地域の滞留・迷惑行為防止に努めた。また、当広場は河川敷施設であるため、増水リスクが大きいことから、日頃から河川の水位を日中スタッフ・警備員が常に確認し、周辺地域に限らず上流域の気象情報も適宜確認しており、河川の異変に気付いた際には利用者に避難指示を迅速に実施している。その結果、突発的な河川の増水の際にも利用者避難・機材撤去が適切に実施されており、緊急時の対応が徹底されている。</p>
4	<p>更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。</p>	<p>利用者アンケート等で迷惑行為の低減など一定の評価は得ており、成果が出ている一方で、令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用者への消毒・検温の実施のほか、利用人数制限や利用区画ごとのソーシャルディスタンスの確保等、感染症拡大防止対策に徹底した新たな利用者サービスを実施しているが、年間を通じて利用料金収入が見込めず、直近の令和 2 年度では赤字決算となっている。</p> <p>そのため感染症対策を徹底した上で、利用者が安心して楽しめるサービス提供の取組を検討し、安定的な運営につなげる必要がある。</p> <p>また、特に冬場の閑散期においては利用者が大幅に減少するため、閑散期の際にも利用者呼び込むことができる賑わい創出イベントや、新たな利用者サービスの提供など検討の余地がある。</p>

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	<p>所管課による適切なマネジメントは行われたか。</p>	<p>月ごとの定例報告をはじめとした、四半期及び年度ごとの事業報告のほか、所管課による指定管理実施状況の現場モニタリングを実施した。指定管理者との連絡・情報共有を密に行い、懸案事項の事前相談や事件・事故発生時の迅速な報告等、その他施設管理運営における疑義的事項の調整を適宜実施した。</p>
2	<p>制度活用による効果はあったか。</p>	<p>指定管理者制度を導入したことにより、事業者の経験・ノウハウを活かした利用者サービスの提供や、地域賑わい創出イベントの実施等、施設の利便性向上を図った。</p> <p>また、当広場は利用料金制を導入しており、利用料金及び提案事業収入によって施設の維持管理・運営における費用を全額まかなうことで、市費の負担軽減を実施することができた。</p>

3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	<p>継続して安定的な施設運営を行っており、経費についても指定管理料がない状態であっても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた令和2年度を除き、利用料金収入及び提案事業収入で問題なく運営を実施してきた。</p> <p>近年の利用者層の傾向として、子ども連れの家族利用者が増加している。この傾向に見合った取組として、家族利用の方に安心安全に施設を利用できる施設環境整備や新しいサービスの提供を、今後検討すべきであると考えられる。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用者数制限を設けたことで令和2年度は赤字決算となっており、今後も同様の収支状況が見込まれることから、感染症対策を講じた上で収支改善を図ることができる施設運営方法を検討する必要がある。</p>
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	<p>指定管理制度導入による効果は十分にあり、他に有効な制度は見受けられないため、引き続き指定管理者制度の活用が適当である。</p>

4. 今後の事業運営方針について

<p>利用料金収入による運営や迷惑行為の低減が図れていることから、引き続き指定管理者による管理運営を行うことが望ましい。</p> <p>今後は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、消毒・検温をはじめとした感染症対策を引き続き徹底し、誰もが安心安全に利用できる施設運営方法を、十分に検討していく必要がある。</p> <p>また、民間事業者の経験やノウハウを活かした施設利用サービスの提供、地域賑わい創出事業の提案等、バーベキュー利用以外にも周辺地域及び多摩川沿いの地域活性化を図った取組にも継続して実施していく。</p>
